

平成30年第8回国立大学法人旭川医科大学役員会（メール審議）議事要旨

1. 日 時 : 平成30年9月5日（水）
2. 参加者 : 吉田 晃敏学長, 松野 丈夫理事, 藤尾 均理事, 平田 哲理事,
井上 久志理事

議題

1. 外科学講座と外科の体制整備等について

資料1-1のとおり、古川副学長から外科学講座の「消化器病態外科学分野」を「肝胆膵・移植外科学分野」と「消化管外科学分野」とし、外科学講座を3分野から4分野にしたい旨の要望があったことから、外科学講座の体制整備について諮られ、原案のとおり了承された。

なお、このことに伴い、「国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則」及び「旭川医科大学病院規程」を改正する必要があることから、資料1-2・3のとおり改正案が示され、原案のとおり改正することが了承された。

また、関係規程は平成30年9月5日付けの施行を予定している旨の説明があった。

2. 教員のクロスアポイントメント制度に関する規程について

本件について、資料2に基づき次のとおり説明があり、原案のとおり関係規程等を制定することが了承された。

- ・文部科学省の国立大学改革プラン等において、人事給与システムの弾力化の一環として、クロスアポイントメント制度の導入を促進していくこととされ、運営費交付金の機能強化再配分や学長裁量経費に関する評価においても、人事給与マネジメント改革の取組状況が反映されることとなっていることから、本学でもクロスアポイントメント制度を導入するための関係規程等を整備するものであること。
- ・資料2の1頁はクロスアポイントメント制度の概要であり、2頁以降は本学職員就業規則、非常勤職員就業規則及びクロスアポイントメント制度に関する規程案であること。

なお、関係規程等は平成30年9月5日付けの施行を予定している旨の説明があった。

3. 教員の活動と能力開発に関する基本方針の制定について

本件について、資料3に基づき次のとおり説明があり、原案のとおり制定することが了承された。

- ・本基本方針は、医学教育分野別評価受審に向けて諸課題を検討している「医学教育分野別評価対策委員会」において、教員の活動と能力開発に関する「教員の行動指針」を本年10月までに作成する必要があるとされたため制定するものである。
- ・資料3の1頁は医学教育分野別評価基準の抜粋であり、基本方針の内容は「5.2 教員の活動と能力開発」の基本的水準の項目に記載されている5項目及びその注釈に対応するものでなければならないこと。

- ・資料3の2項は基本方針（案），3項以降は方針の項目ごとに各評価項目とそれに対応する本学の現状を対比させたものであること。
- なお，本基本方針は平成30年9月5日付けの制定を予定している旨の説明があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 平成29年度監事による監査報告について

平成29年度監事監査報告書は，資料5のとおりであること。

(2) 平成30年度予算執行状況（6月分）について

平成30年度予算執行状況（6月分）及び平成30年度資金繰り表は，資料6－1・2のとおりであること。

(3) エネルギー使用量（第1四半期分）について

平成30年度第1四半期分のエネルギー使用量は資料7のとおりであること。